

# 青森県報

号外第三十号

令和二年  
三月三十日  
(月曜日)

## 目次

### 訓 令

- 青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程を廃止する訓令……………(人事課) ……一
- 青森県交通事故相談員の設置等に関する規程を廃止する訓令……………(民生生活文化課) ……二
- 鳥獣保護管理員に関する規程を廃止する訓令……………(自然保護課) ……二
- 非常勤嘱託医等の服務等に関する規程を廃止する訓令……………(こどもみらい課) ……二
- 青森県母子、寡婦福祉資金償還協力員の服務等に関する規程を廃止する訓令……………(同) ……二
- 青森県母子・父子自立支援員に関する規程を廃止する訓令……………(同) ……三
- 青森県婦人相談員規程を廃止する訓令……………(同) ……三
- 県営林事業手の設置等に関する規程を廃止する訓令……………(林政課) ……三
- 青森県森林保全巡視員の設置等に関する規程を廃止する訓令……………(同) ……三
- 青森県営防災ダム管理人の設置等に関する規程を廃止する訓令……………(農村整備課) ……四
- 青森県漁業監視員規程を廃止する訓令……………(水産振興課) ……四
- 青森県非常勤道路監視員規程を廃止する訓令……………(道路課) ……四
- 青森県非常勤河川監視員規程を廃止する訓令……………(河川砂防課) ……四
- 青森県非常勤ダム監視員規程を廃止する訓令……………(同) ……四
- 青森県営住宅管理人に関する規程を廃止する訓令……………(建築住宅課) ……五

### 告 示

○青森県青少年健全育成推進員に関する規程を廃止する規程  
(男女共同参画課) ……五

○人事委員会規則二二二八(人事委員会事務局処務規則)の一部を改正する規則……………(職員課) ……五

### 公 営 企 業

○青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程を廃止する規程……………(整備企画課) ……五

○青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………(同) ……六

## 訓 令

### 青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程を廃止する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号)は、廃止する。

### 附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。



青森県訓令甲第九号

青森県交通事故相談員の設置等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県交通事故相談員の設置等に関する規程を廃止する訓令

青森県交通事故相談員の設置等に関する規程（昭和四十二年七月青森県訓令甲第三十一号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十号

鳥獣保護管理員に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

庁 中 一 般  
各 地 域 県 民 局

鳥獣保護管理員に関する規程を廃止する訓令

鳥獣保護管理員に関する規程（昭和三十八年十月青森県訓令甲第四十五号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十一号

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程を廃止する訓令

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程（昭和三十九年六月青森県訓令甲第三十三号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十二号

青森県母子、寡婦福祉資金償還協力員の服務等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

庁 中 一 般  
各 地 域 県 民 局

青森県母子、寡婦福祉資金償還協力員の服務等に関する規程を廃止する訓令

青森県母子、寡婦福祉資金償還協力員の服務等に関する規程（昭和四十五年三月青森県訓令甲第九号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十三号

青森県母子・父子自立支援員に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県母子・父子自立支援員に関する規程を廃止する訓令

青森県母子・父子自立支援員に関する規程（昭和三十三年九月青森県訓令甲第六十二号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十四号

青森県婦人相談員規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県婦人相談員規程を廃止する訓令

青森県婦人相談員規程（昭和三十二年七月青森県訓令甲第四十三号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十五号

県営林事業手の設置等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

県営林事業手の設置等に関する規程を廃止する訓令

県営林事業手の設置等に関する規程（昭和四十三年六月青森県訓令甲第二十九号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十六号

青森県森林保全巡視員の設置等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県森林保全巡視員の設置等に関する規程を廃止する訓令

青森県森林保全巡視員の設置等に関する規程（昭和四十九年九月青森県訓令甲第三十三号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十七号

庁 中 一 般  
各 地 域 県 民 局

青森県営防災ダム管理人の設置等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営防災ダム管理人の設置等に関する規程を廃止する訓令

青森県営防災ダム管理人の設置等に関する規程（昭和四十二年六月青森県訓令甲第二十二号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県漁業監視員規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県漁業監視員規程を廃止する訓令

青森県漁業監視員規程（昭和三十三年一月青森県訓令甲第六号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十九号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県非常勤道路監視員規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤道路監視員規程を廃止する訓令

青森県非常勤道路監視員規程（平成八年三月青森県訓令甲第二号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県非常勤河川監視員規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤河川監視員規程を廃止する訓令

青森県非常勤河川監視員規程（昭和四十四年十一月青森県訓令甲第三十三号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県非常勤ダム監視員規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤ダム監視員規程を廃止する訓令

青森県非常勤ダム監視員規程（平成十年三月青森県訓令甲第十三号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県営住宅管理人に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営住宅管理人に関する規程を廃止する訓令

青森県営住宅管理人に関する規程（昭和三十九年四月青森県訓令甲第二十六号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

## 告 示

青森県告示第二百六十四号

青森県青少年健全育成推進員に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県青少年健全育成推進員に関する規程を廃止する規程

青森県青少年健全育成推進員に関する規程（昭和五十五年四月青森県告示第三百三十五号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

## 人 事 委 員 会

人事委員会規則二二二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則二二二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二二二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を次のように改正する。

第十三条中「青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の例による」を「事務局長が別に定める」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 公 営 企 業

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程を廃止する規程をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程を廃止する規程

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第三号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の六第二項中「青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令第七号）の例を「別に定めるところ」に改める。

第十九条中「職員の分限に関する手続き及び効果についての条例」を「職員の分限に関する条例」に改める。

第二十一条中「（期限付臨時職員、日日雇用職員及び非常勤職員を除く。）」を削る。

第三十四条第一項中「期限付臨時職員、日日雇用職員及び非常勤職員を除く。」を「非常勤職員等を除く。」に改める。

第三十六条第一項中「（期限付臨時職員、日日雇用職員及び非常勤職員を除く。以下次条において同じ。）」を「（非常勤職員等を除く。）」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円七十三銭